平成２５年（フ）第３１６号
岡山市東区西大寺中野433番地１
債務者　江川　益弘
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０６５号
横浜市南区南太田４丁目38番17―103号
債務者　秋田　敏彦
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９７号
東京都八王子市川口町1540番地81コーポ弘文館102号
債務者　鎌田　譲二
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
長崎県雲仙市国見町多比良甲11番地
債務者　林田シヅ子
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月16日午前９時50分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
長崎県大村市玖島３丁目699番地１　ガーデン池ノ坊Ｂ棟２階201号室、前住所長崎県雲仙市国見町多比良甲11番地
債務者　林田　弘美
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月16日午前９時50分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
長崎県佐世保市中原町246番地、旧住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙267番地１　宮園アパート202
債務者　井手　洋一
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第８２０号
神奈川県大和市鶴間１丁目10番17号　ビラツインⅠ―203
債務者　切口　克樹
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１１号
神奈川県大和市福田2026番地１　ラ・プリマステラ401
債務者　村松　活江（旧姓齋田）
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０３５号
横浜市西区藤棚町２丁目213番地15　ハイツ華102号
債務者　手塚　美香（旧姓鵜飼）
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８８号
静岡県焼津市五ケ堀之内1302番地　コーポナカノＡ102、旧住所静岡県焼津市下小田中町９番地の５　レオネクストアモローザ203号
債務者　河野　祐哉
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月28日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２７号
川崎市川崎区桜本２丁目40番５号　サクラコーポ301
債務者　附田　正行
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
東京都武蔵村山市大南２丁目99番地の３
債務者　山室　敏彦
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８３号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅12棟410号
債務者　田中久美子
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月５日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３６号
静岡県浜松市浜北区内野4320番地
債務者　小林　雅美
１　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係